

水道ニュー

東京都水道局

令和7年10月発行 東京都水道局 北営業所 北区赤羽台三丁目3番21号 電話 03-5963-6030 FAX 03-3907-4170



ご利用にはお客さま番号が必要です。



令和9 9年9 9月~令和9 9年9 9月分 - 根期間 99月99日~99月99日 1999日間 - 1991日 | 1 使用月分 全同指針 全回転 999999元

検針票等に

記載されている

お客さま番号

をご準備の上、ご登録を お願いいたします。

QR⊐-h'(Apple)



QR⊐-l'(Google)



長期間使用されていない 給水管の撤去を行っています

使用する見込みのない給水管は、所有者の負担で撤 去することが原則です。しかし、撤去されず長期間放 置されると、漏水やそれに伴う道路陥没などの被害も 起こり得ます。

そこで、水道局が選定した給水管について、水道局 の費用負担で撤去する事業を行っています。

該当する給水管の所有者の皆さまには、令和7年度 までの事業期間中に、水道局より意向確認書等の書類 を順次送付しております。



<使用見込みがないまま 放置されている給水管> お問い合わせ先



北部支所給水課 **2**03-3999-5673 (平日9:00~16:00)

水道管の凍結について

12月~3月上旬は、水道管の凍結が発生しやすい 期間です。水道管内の水が氷になると、断水が発生 するだけでなく、体積が膨張するため、水道管に亀 裂が入り、そこから漏水することがあります。 数日間、家を空ける際には、メータボックス内にあ

るバルブを閉めていただきますようお願いします。



(ご家庭の水道管で漏水が発生した時には・・・) メータボックス内のバルブを閉めて水を止め、お知り 合いの水道工事店(東京都指定給水装置工事事業者)、 又はメンテナンスセンターまでお問合せ下さい。

メンテナンスセンター(23区内)

東京都管工事工業協同組合 総合設備メンテナンスセンター ☎0120-850-195 (24時間365日受付)

注)水道工事の契約は、お客さまと水道工事店との間で行っていただくものの ため、金額等契約内容については東京都水道局は関与いたしません。

断水時に水を配る場所 ~災害時給水ステーション~

災害で断水したときは、お住まいからおおむね半径 2kmの距離内に1か所「災害時給水ステーション」を 開設し、水を配ります。

お越しの際は、ポリタンクやペットボトルなど、水 を入れる容器をご持参ください。



デジタルの力で応急給水をスムーズに!

災害時給水ステーションにセンサーやスイッチを付けることで、 給水拠点の開設を迅速にお知らせします。

応急給水 要員の到着 給水準備

- ・資器材用意
- ・水質確認など

給水開始

アプリやHPで お知らせ

センサーが 自動検知

スイッチ切替で 給水開始を把握

東京都水道局アプリでは、災害時給水ステーションの検索や 開設状況の確認ができます。

- 調べたい住所を入力すると、 その地域の災害時給水ステーションが 確認できます。
- GPS(位置情報)をONにすると
 現在地から検索することもできます。



3 『地図』ボタンを押すと 災害時給水ステーションの地図が 確認できます。※※※サイト





東京都水道局アプリ





iPhone版



Android版